

(1) _____夫婦(令和 2 年 12 月 31 日以前に終了した治療について申請を行う場合は、法律上の婚姻関係にあるものに限る。以下同じ。)であつて、第 6 条に規定する指定医療機関において、特定不妊治療を受けていること。

(2)・(3) 略

(4) 夫婦の前年の所得(1 月から 5 月までの間に申請を行う場合は前々年の所得)の合計額が 730 万円未満であること。ただし、令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療について申請を行う場合はこの限りでない。

なお、所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条及び第 3 条を準用する。

(助成の額、回数及び期間)

第 5 条 助成の額は、夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療(採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程をいう。具体的には別図の A から F までのいずれかの場合にあてはまるものとし、別図の G 及び H の場合は対象としない。)につき **30 万円**(別図の C 及び F の場合は **10 万円**)までとする。ただし、初回の申請にかかる治療に限り 40 万円(別図の C 及び F の場合は 15 万円)まで助成する。

2～3 略

(1) 法律上の婚姻関係にある夫婦 _____
_____であつて、第 6 条に規定する指定医療機関において、特定不妊治療を受けていること。

(2)・(3) 略

(4) 夫婦の前年の所得(1 月から 5 月までの間に申請があつた場合については前々年の所得)の合計額が 730 万円未満であること。 _____

なお、所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条及び第 3 条を準用する。

(助成の額、回数及び期間)

第 5 条 助成の額は、夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1 回の治療(採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程をいう。具体的には別図の A から F までのいずれかの場合にあてはまるものとし、別図の G 及び H の場合は対象としない。)につき **15 万円**(別図の C 及び F の場合は **7 万 5,000 円**)までとする。ただし、初回の申請にかかる治療に限り 40 万円(別図の C 及び F の場合は 15 万円)まで助成する。

2～3 略

4 男性不妊治療(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をいう。)を行った場合は、第1項による助成のほか、1回の治療につき 30万円 _____まで助成する。
(別図のCを除く。)

5 略

6 前項における助成の額は、当該夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき 30万円(別図のC及びFの場合は 10万円 _____)までとする。ただし、令和2年12月31日以前に終了した治療については、1回の治療につき15万円(別図のC及びFの場合は7万5千円)までとし、新たに採卵を行った治療の初回申請分に限り、30万円(別図のC及びFの場合は7万5千円)まで助成する。
(助成の申請)

第7条 略

2 略

3 第1項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 法律上の婚姻関係にあることを証明する書類又は事実婚関係に関する申立書(様式第3号)

(4)・(5) 略

(6) 略

(妊娠特例における申請等)

第8条 略

4 男性不妊治療(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をいう。)を行った場合は、第1項による助成のほか、1回の治療につき 15万円 (初回の治療に限り30万円)まで助成する。
(別図のCを除く。)

5 略

6 前項における助成の額は、当該夫婦が特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき 15万円(別図のC及びFの場合は 7万5千円 _____)までとする。ただし _____、新たに採卵を行った治療の初回申請分に限り、30万円(別図のC及びFの場合は7万5千円)まで助成する。
(助成の申請)

第7条 略

2 略

3 第1項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 法律上の婚姻関係にあることを証明する書類

(4)・(5) 略

(6) 略

(妊娠特例における申請等)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、母子健康手帳の交付がなく、かつ、公簿等でも妊娠の事実が確認できない場合は、母子健康手帳の写しの添付に代えて妊娠に関する申立書（様式第4号）を提出しなければならない。

（出産等の後の申請に係る添付書類）

第9条 この事業の助成を受けた者が子を出産し、出産後に実施した特定不妊治療について前2条の助成申請を行う場合、出産後の最初の申請時に、当該各条に定める書類に加え、子を出産したことを証明する書類を添付しなければならない。

2 市長は、この事業の助成を受けた者が妊娠し、妊娠12週以降に死産に至った後に実施した特定不妊治療について前2条の助成申請を行う場合、当該各条に定める書類に加え、妊娠後の最初の申請時に死産に至ったことを証明する書類の添付を求めることができる。

（審査、決定及び支払）

第10条 略

2 略

3 市長は、助成申請書の受理後、申請者の支給要件を審査し、助成すべきものと認めるときは、特定不妊治療費助成事業承認決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（台帳の整備）

第12条 市長は、助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳（様式

2 前項の規定にかかわらず、母子健康手帳の交付がなく、かつ、公簿等でも妊娠の事実が確認できない場合は、母子健康手帳の写しの添付に代えて申立書（様式第3号）を提出しなければならない。

（審査、決定及び支払）

第9条 略

2 略

3 市長は、助成申請書の受理後、申請者の支給要件を審査し、助成すべきものと認めるときは、特定不妊治療費助成事業承認決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（台帳の整備）

第11条 市長は、助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳（様式

第6号)を備えるものとする。

第13条 略

様式第1号(第7条関係)

特定不妊治療費助成申請書

略

略

略

申請額
金

申請額=①+②

①上限 300,000円

(治療ステージC,Fの場合 100,000円)

初回申請のみ上限 400,000円

【妊娠特例を除く】

円

(治療ステージC,Fの場合 150,000円)

うち、
男性不
妊治療
分

②男性不妊治療を行った場合
(治療ステージCを除く)

円

上限 300,000円

年 月 日

(あて先)松江市長

略

略

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号 略

様式第5号(第10条関係) 略

様式第6号(第12条関係) 略

第5号)を備えるものとする。

第12条 略

様式第1号(第7条関係)

特定不妊治療費助成申請書

略

略

略

申請額
金

申請額=①+②

①上限 150,000円

(治療ステージC,Fの場合 75,000円)

初回申請のみ上限 400,000円

【妊娠特例を除く】

円

(治療ステージC,Fの場合 150,000円)

うち、
男性不
妊治療
分

採卵を伴う初回治療のみ上限 300,000円【妊娠特例のみ】

(治療ステージC,Fの場合 75,000円)

円

②男性不妊治療を行った場合
(治療ステージCを除く)

上限 150,000円

(初回申請のみ上限 300,000円)

年 月 日

(あて先)松江市長

略

略

様式第3号 略

様式第4号(第9条関係) 略

様式第5号(第11条関係) 略

事実婚関係に関する申立書

年 月 日

下記2名については、事実婚関係にあります。

また、出生した子について、

認知する意思があります。

認知する意思がありません。

①特定不妊治療費助成申請者の住所、氏名

住 所 :

氏 名 :

②特定不妊治療費助成申請者と事実婚関係にある方の住所、氏名

住 所 :

氏 名 :

※別世帯になっている理由(①と②が別世帯となっている場合には記入)

(あて先)松江市長

附 則

この告示は、令和3年3月1日から施行する。